



とうもう法人

題字 江森光龍先生



「エアリススペース」 【太田支部】

太田市新田エリアに、新たな複合施設「エアリススペース」が2月に完成。同施設の中心となる新田図書館は、公立図書館で県内最大級の15,000冊の漫画本を蔵書しており、子どもから大人まで楽しむことができるほか、新田保健センター、西サービスセンターが集約され、利便性の高い施設となっております。是非ご家族でご利用ください。

目 次

着任のあいさつ……………	2	税理士コーナー……………	10
第13回通常総会を開催……………	3	企業紹介……………	11
令和6年度決算・貸借対照表……………	4	「㈱サンユーサービス」(太田支部)	
役員・委員会正副委員長名簿……………	5	随筆リレー……………	12
税務署コーナー……………	6～7	「縁起」……………	
館林税務署幹部職員人事異動……………	8	受賞おめでとうございます……………	13
群馬県からのお知らせ……………	9	法人会・部会・支部の活動……………	14～15

とうもう法人 第156号

令和7年8月1日発行
(年4回 8月、11月は1日発行)
4月、1月は15日発行)

発行所 一般社団法人 東毛法人会

〒374-8640 館林市大手町10-1

館林商工会議所会館内

Tel. 0276-73-6811

Fax. 0276-73-6839

e-mail: tomo.hjk@alto.ocn.ne.jp

発行責任者 森戸利一

印刷 オーラ印刷有限会社

定価120円(年会費に含む)

社内で回覧しましょう



税務署長着任のごあいさつ

館林税務署長

仲 北 篤

この度の人事異動で関東信越国税局課税第一部資産課税課長から館林税務署長を拝命しました仲北でございます。前任の澤海同様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

館林税務署は、2回目の勤務となりますが、この東毛地区は、製造業を中心とした北関東屈指の工業集積地域であり、また、美しい自然と多くの名所・旧跡を残す歴史と文化に彩られた人情味あふれるこの地に、再び勤務できることを大変うれしく光栄なことと思っております。

一般社団法人東毛法人会の皆様には、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と多大なご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に多大な貢献をされており、谷田川会長をはじめとする役員の皆様の優れたご指導と、会員の皆様のご尽力に深く敬意を表する次第であります。

さて、国税当局では、税務行政のDXとして、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」に加え「事業者のデジタル化促進」に取り組んでいるところであり、今後とも、税務を起点とした社会全体のDXを推進してまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

e-Taxにつきましては、貴会をはじめとする皆様のご協力をいただきながら、その一層の普及及び定着に努めているところです。皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、財務諸表や勘定科目内訳明細書などの添付書類を含めたe-Taxをより多くの方

に利用していただけるよう、引き続き、積極的な周知・広報と利用勧奨に取り組んでまいります。

申告以外の手続きにつきましても、納税面では「ダイレクト納付」や「振替納税」といったキャッシュレスによる納付方法、納税証明書の手続きでは納税証明書オンライン請求といった方法で、税務署に行かなくてもご自宅等から行うことができるなど利便性が向上しておりますので、是非ご利用いただきたいと思えます。

インボイス制度につきましては、制度の円滑な定着に向けて、継続して制度の周知を行うとともに、インボイスの登録をするか否かを検討している事業者をはじめ、個々の事業者の立場に寄り添った丁寧な対応に努めてまいります。

また、令和7年度の税制改正により、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」、「特定親族特別控除の創設」が行われ、本年12月に行う年末調整から適用されることになりました。源泉徴収義務者の方が適切に本改正に対応いただけるよう、周知・広報を進めていきたいと考えておりますのでご協力いただきますようお願いいたします。

今後とも、貴会及び会員の皆様と、私ども国税当局が、更なる協調関係を構築し、目まぐるしく変化する経済社会や技術環境に対して柔軟に対応し、時代に即した申告納税制度の更なる発展に取り組むことができれば幸いと考えております。

結びに、一般社団法人東毛法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

関東信越税理士会館林支部所属・税理士

田 口 恵 之	0276-73-5011	館林市	神 谷 美 智 子	0276-89-1122	邑楽町	樋 口 美 奈 子	0276-31-1366	太田市
谷 脇 登	" 47-3552	"	岸 信 夫	" 88-6165	邑楽町	平 井 優 一	" 60-5982	"
墳 本 知 昭	" 75-0687	"	新 島 淳 矢	" 31-6810	太田市	福 島 江 美 子	" 37-1227	"
富 田 唯 志	" 74-3211	"	能 瀬 照 夫	" 31-0954	"	細 井 尚 輝	" 32-4547	"
富 永 裕 文	" 74-9458	"	橋 本 博 子	" 32-4017	"	堀 越 誠	" 55-2671	"

第13回通常総会を開催

～収支決算・役員を承認～

一般社団法人東毛法人会第13回通常総会が5月29日(木)午後4時15分から太田グランドホテル(太田市)において、澤海章館林税務署長をはじめ、多くのご来賓のご臨席をいただき、盛大に開催されました。



(総会)

総会に先立ち講演会では、館林税務署署長澤海章氏を講師にお招きし「徴収訴訟の概要」と題した講演をいただきました。総会では、大江通浩副会長が開会を宣し、谷田川敏幸会長があいさつの後、議長席に就き、議事録署名人に多田征訓氏(館林)、坂井勝氏(藪塚本町)を選任、議事に入りました。

第1号議案 令和6年度収支決算報告承認の件

第2号議案 役員改選(案)承認の件

の審議が行われ、原案のとおり可決承認されました。

次に、報告事項として令和6年度事業報告等が理事会承認事項として報告されました。

引き続き表彰式が行われ、会員増強表彰に2名、功労者表彰に1名、優良経理担当者表彰に4名、退任役員等感謝状贈呈に20名が、それぞれの功績により受賞され、皆様には感謝状と記念品が贈られました(13ページに名簿掲載)。受賞者を代表して石川長司氏(板倉)が謝辞を述べられ、その後、理事会を開催し、

第1号議案 会長・副会長選定(案)承認の件

第2号議案 委員会の委員長・副委員長及び委員推薦(案)承認の件

第3号議案 顧問推薦(案)承認の件

第4号議案 相談役推薦(案)承認の件

以上4議案の審議が行われ、全議案とも原案のとおり可決承認されました。(5ページに名簿記載)

続いて、澤海章館林税務署長、穂積昌信太田市長からご祝辞をいただきました。



(表彰式)

総会は、齊藤純一副会長の閉会の言葉で日程を終了しました。

閉会後の懇親会では、森戸利一副会長の開会、谷田川敏幸会長のあいさつの後、関東信越税理士会館林支部の尾花俊彦支部長の乾杯で始まり、来賓及び受賞者を囲んで和やかなうちに会員同士の交流が深められました。

令和6年度 事業報告

令和6年度は、総会や講演会等の多くの事業が関係当局並びに諸団体のご支援・ご協力と役員をはじめとする会員各位のご協力により概ね計画通り開催することができ、会員同士の交流と情報交換等が活発に図られました。

公益事業では、決算期別税務説明会や新設法人税務研修会の開催や青年部会の租税上室、女性部会の第8回税に関する絵はがきコンクールなど、成果を得ることができました。

また、法人会の主要事業である「税制改正に関する提言」については、要望事項を県法連に提出するとともに、地元国会議員ほかに要望活動を実施しました。

「会員数・加入率」の増強については、組織委員をはじめ役職員による積極的な加入勧誘と関係団体の協力により、新規会員の加入獲得ができましたが、景気低迷の影響や倒産、廃業などによる退会も多く、会員増強という課題が続いております。

令和 6 年度決算（正味財産増減計算書）

(単位：円)

科 目			決算額	備 考
経常増減の部	経常収益	1. 基本財産運用益	155	
		2. 特定資産運用益	270	
		3. 受取会費	19,586,250	
		4. 事業収益	4,323,000	
		5. 受取補助金等	11,553,300	
		6. 雑収益	997,534	
		経常収益計	36,460,509	
	経常費用	1. 事業費	32,296,976	
		2. 管理費	4,864,760	
経常費用計		37,161,736		
当期経常増減額			△ 701,227	
経常外増減の部	収 益	1. 経常外収益	0	
		経常外収益計	0	
	費 用	1. 経常外費用	0	
		経常外費用計	0	
当期経常外増減額			0	
当期一般正味財産増減額			△ 701,227	
一般正味財産期首残高			34,292,998	
一般正味財産期末残高			33,591,771	
指定正味財産 増減の部	受取補助金等	1. 受取全法連助成金	10,238,100	
		受取補助金等計	10,238,100	
	一般正味財産 への振替	1. 一般正味財産への振替額	△ 10,238,100	
		一般正味財産への振替計	△ 10,238,100	
当期指定正味財産増減額			0	
指定正味財産期首残高			0	
指定正味財産期末残高			0	
正味財産期末残高			33,591,771	

貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日現在

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	6,108	10,502	△ 4,394
普通預金	5,525,818	5,138,064	387,754
支部活動費前払金	10,206,529	12,034,294	△ 1,827,765
部会前払金	2,673,208	2,178,382	494,826
流動資金合計	18,411,663	19,361,242	△ 949,579
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	2,000,000	2,000,000	0
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	300,924	300,787	137
同（支部）	3,426,544	4,078,963	△ 652,419
周年行事引当資産	14,863	14,856	7
同（支部）	6,037,729	5,137,110	900,619
同（部会）	400,048	400,040	8
減価償却引当資産	0	0	0
退職給付引当資産	384,172	207,883	176,289
特定資産合計	10,564,280	10,139,639	424,641
(3) その他の固定資産			
什器備品	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	15,564,280	15,139,639	424,641
資 産 合 計	33,975,943	34,500,881	△ 524,938
II 負債の部			
1. 流動負債	0	0	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	384,172	207,883	176,289
固定負債合計	384,172	207,883	176,289
負 債 合 計	384,172	207,883	176,289
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	33,591,771	34,292,998	△ 701,227
（うち基本財産への充当額）	(5,000,000)	(5,000,000)	0
（うち特定資産への充当額）	(10,180,108)	(9,931,756)	(248,352)
正味財産合計	33,591,771	34,292,998	△ 701,227
負債及び正味財産合計	33,975,943	34,500,881	△ 524,938

一般社団法人東毛法人会 役員名簿

令和 7 年 5 月29日～

(敬称略)

役職名	氏 名	支部名	役職名	氏 名	支部名	役職名	氏 名	支部名
会 長	谷田川 敏 幸	館 林	理 事	葉 狩 孝 良	千代田	理 事	高 橋 嘉一郎	太 田
副会長	多 田 征 訓	館 林	〃	高 橋 俊 之	〃	〃	佐 藤 泰 久	〃
〃	荻 野 勲	板 倉	〃	柴 崎 孝 二	大 泉	〃	金 井 栄	〃
〃	須 永 益 臣	明 和	〃	若 旅 吉 則	〃	〃	長 山 はる江	〃
〃	齊 藤 純 一	千代田	〃	米 澤 孝 史	〃	〃	小坂橋 勉	〃
〃	諏 訪 純 一	大 泉	〃	川 島 和 幸	〃	〃	横 山 淳	〃
〃	森 戸 利 一	邑 楽	〃	増 尾 雅 彦	邑 楽	〃	西 岡 正 人	〃
〃	大 江 通 浩	太 田	〃	岡 田 勇 一	〃	〃	松 浪 康 行	〃
〃	坂 井 勝	藪塚本町	〃	齊 藤 定 男	〃	〃	齋 藤 胡 依	〃
理 事	本 島 克 幸	館 林	〃	石 川 雅 之	太 田	〃	後 藤 千 稲	〃
〃	磯 野 哲 也	〃	〃	湯 澤 秀 明	〃	〃	武 井 久 幸	藪塚本町
〃	藤 島 厚	〃	〃	佐 藤 隆	〃	〃	巴 山 俊 幸	〃
〃	松 本 隆 志	〃	〃	加 藤 嘉 晃	〃	〃	神 谷 晋太郎	青年部会
〃	青 山 知 正	〃	〃	永 井 正 雄	〃	〃	春 山 裕 美	女性部会
〃	鹿 沼 義 一	〃	〃	石 川 好 伸	〃	監 事	近 藤 義 貴	館 林
〃	染 谷 元 彦	板 倉	〃	武 井 智 明	〃	〃	関 口 榮 一	千代田
〃	茂 呂 英 樹	〃	〃	岡 田 秀 一	〃	〃	高 橋 美由紀	太 田
〃	今 成 隆	明 和	〃	大 島 孝 之	〃			

一般社団法人東毛法人会 顧問・相談役

(敬称略)

役職名	氏 名					
顧 問	石 川 長 司					
相談役	尾 花 俊 彦	久保田 昌 弘	墳 本 知 昭	山 田 圭 佑	谷 脇 登	浅 見 友 恵
	小 堀 光 康					

一般社団法人東毛法人会 委員会正副委員長

(敬称略)

役職名	総務委員会	組織委員会	研修委員会	税制委員会	広報委員会	厚生委員会
委員長	大 江 通 浩	諏 訪 純 一	岡 田 秀 一	荻 野 勲	森 戸 利 一	坂 井 勝
委員長代行 副委員長	多 田 征 訓	須 永 益 臣	米 窪 博 明	神 谷 晋太郎	加 藤 嘉 晃	武 井 智 明
副委員長	坂 井 勝	石 川 雅 之	巴 山 俊 幸	今 泉 弘 幸	青 山 知 正	今 成 隆

源泉所得税の改正のあらまし

令和 7 年 4 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和 7 年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

(注) このパンフレットは、令和 7 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。

この改正は、原則として、令和 7 年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))				基礎控除額	
				改正後 ^(注3)	
				令和 7・8 年分	令和 9 年分以後
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)				95 万円 ^(注2)	
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)				88 万円 ^(注2)	58 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)				68 万円 ^(注2)	
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)				63 万円 ^(注2)	
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)				58 万円	48 万円

(注) 1 改正後の所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 58 万円に、改正後の租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。

2 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和 8 年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

《令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項》

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて 1 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和 7 年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて 1 年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和 7 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和 8 年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

《令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項》

令和 7 年 11 月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて 1 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注) 『特定親族』とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

- ロ 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

－ 《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》 －

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

－ 《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》 －

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

上記(1)～(4)に関して、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



館林税務署幹部職員人事異動

令和 7 年 7 月 10 日付で館林税務署の人事異動がありましたので、ご案内いたします。

職 名	前任者氏名	転出先等	後任者氏名	前任地
署長	澤 海 章	越谷税務署 管理運営第二部門 統括国税徴収官	仲 北 篤	関東信越国税局 課税第一部 資産課税課 課長
副署長 (管運・徴収・法人)担当	金 澤 満	(留任)	金 澤 満	(留任)
副署長 (総務・個人・資産)担当	中 島 一 成	東京国税局 総務部企画課業務センター室 (川崎南分室) 統括国税管理官	伊 藤 大 輔	東京国税局 課税第一部 課税総括課 課長補佐
総務課長	石 井 徹	関東信越国税局 総務部 総務課 課長補佐	高 瀬 達 也	本庄税務署 総務課長
特別国税調査官 (法人担当)	山 田 祐 二	東松山税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官	須 田 和 宏	宇都宮税務署 特別国税調査官 (法人担当)
特別国税調査官 (法人担当)	阿 部 仁	前橋税務署 特別国税調査官 (法人担当)	高 橋 明	長野税務署 特別国税調査官 (法人担当)
法人課税第一部門 統括国税調査官	清 野 将 史	栃木税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官	神 田 勝	古河税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	平 林 明	(留任)	平 林 明	(留任)
法人課税第三部門 統括国税調査官	角 田 康 弘	(留任)	角 田 康 弘	(留任)
法人課税第四部門 統括国税調査官	鈴 木 義 明	(留任)	鈴 木 義 明	(留任)
法人課税部門 総括 上席国税調査官	深 井 哲 宏	越谷税務署 法人課税部門 連絡調整官	廣 田 光	長岡税務署 法人課税第一部門 総括上席国税調査官

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 **イータックス** **検索**

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。



群馬県からのお知らせ

外形標準課税に係る適用対象法人の見直しについて

法人の事業税の外形標準課税に係る適用対象法人について、令和 6 年度税制改正により現行基準（資本金 1 億円超）を維持した上で、以下の見直しが行われました。

1 減資への対応 ※令和 7 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用

当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当該事業年度の末日において資本金の額又は出資金の額（以下、「資本金」という。）が 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（以下、「払込資本の額」という。）が 10 億円を超える場合は、外形標準課税の対象となります。

※ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準や下記 2 の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」となります。

※ 公布日（令和 6 年 3 月 30 日）前に外形標準課税の対象であった法人が「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置があります。

2 100%子法人等への対応 ※令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用

払込資本の額が 50 億円を超える法人等（特定法人）の 100%子法人等のうち、資本金 1 億円以下で、払込資本の額（注）が 2 億円を超える場合は、外形標準課税の対象となります。

（注）公布日（令和 6 年 3 月 30 日）以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額となります。

※ 特別事業再編計画に基づく M&A により 100%子会社となった法人等について上記にかかわらず、買収から 5 年経過する事業年度まで外形標準課税の「対象外」とする特例措置があります。

※ 上記改正で、新たに外形標準課税の対象法人となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、以下の金額が法人の事業税から軽減されます。

- ・ R8. 4. 1～R9. 3. 31 の間に開始する各事業年度・・・当該超える金額の 2 / 3
- ・ R9. 4. 1～R10. 3. 31 の間に開始する各事業年度・・・当該超える金額の 1 / 3

3 中間申告義務の判定 ※令和 7 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用

法人の事業税の中間申告義務について、外形標準課税の対象法人であるか判定する時点が「6 月経過日の前日」から「前事業年度終了の日」に変更されました。

詳しくは、群馬県税務課又は申告先行政県税事務所県税課までお問い合わせください。



税 理 士 会 コーナー

関東信越税理士会館林支部支部長 尾花俊彦



一般社団法人東毛法人会の皆様、日頃より大変お世話になっております。関東信越税理士会館林支部支部長の尾花俊彦と申します。

昨年来、議論となっていたいわゆる「103万円の壁」等の問題は皆様ご承知の事と思いますが、これを受けて令和7年度の税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、それから「特定親族特別控除」の創設が行われました。今回はこの点を中心に改正の概要をご案内したいと思います。

まず、これらの改正は原則として本年12月1日から施行され、本年以後の所得税について適用されます。そのため本年11月までの源泉徴収事務は今までどおりで変更は生じません。変更が生じるのは本年12月に行う年末調整や本年12月以後の源泉徴収事務が対象となります。

【基礎控除の見直し】

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

- ・ 合計所得金額132万円以下：95万円（改正前：48万円、以下同じ）
- ・ 合計所得金額132万円超336万円以下：88万円（令和9年分以後は58万円、以下同じ）
- ・ 合計所得金額336万円超489万円以下：68万円
- ・ 合計所得金額489万円超655万円以下：63万円
- ・ 合計所得金額655万円超2,350万円以下：58万円

合計所得金額が132万円超の人の基礎控除額は令和7・8年分の2年間のみ上記金額となり令和9年分以後は58万円で統一されます。また、合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

【給与所得控除の見直し】

給与所得控除について55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

また、給与の収入金額190万円以下の人まで改正後の給与所得控除の最低保障額65万円の対象となります。

【特定親族特別控除の創設】

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

【扶養親族等の所得要件の改正】

基礎控除の改正に伴い、次のとおり扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件：58万円以下（改正前：48万円以下）

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件：58万円以下（改正前：48万円以下）

勤労学生の合計所得金額の要件：85万円以下（改正前：75万円以下）

また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【結びに】

今回の改正は令和7年12月以後の年末調整の際に適用となり、その適用には要件や期限があります。今回のご紹介は改正の概要だけです。さらに詳しい内容につきましてはお近くの税理士にご相談ください。

※国税庁ホームページより引用

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

● 関東信越税理士会館林支部

シ リ ー ス

企 業 紹 介

株式会社サンユーサービス 太田支部

弊社は、平成 6 年 1 月に工場を中心とした建物メンテナンス業として設立いたしました。

私は、社長として営業担当、専務は、技術担当として設立 2 名でのスタートでした。

しかしながら、会社経営は甘くはありませんでした。さらに、5 年くらいは非常に厳しく何とか会社を存続させるだけで精一杯で、その後年数を重ねる中、弊社を強烈に後押ししていただけるお客様と出会い、何とか軌道に乗せることができました。その後も紆余曲折の中、いくつもの苦しい時期がありましたが、その時には、いつも助けていただけるお客様がいて、気がつけば30年が過ぎていました。沢山の方々に支えられ、今年創業32年を迎えます。応援していただいたお客様、協力会社様に心から感謝するとともに、今後は会社存続のための次の世代に繋げられるよう努力してまいります。

弊社は、建物メンテナンス業からスタートしましたが、その後建設業、特殊設備工事業等、事業内容の拡大をしてまいりました。

弊社におきましては、建物メンテナンス業務から始まり営繕工事等の業務に携わっております。

病院、施設、工場関連、会社事務所、ゴルフ場などの日常清掃、定期清掃（床、エアコン、ガラス等）を行っております。

清掃だけでなく、施設の空気環境測定、水質検査業務、そして内外装、塗装などのリフォーム業務（塗り替え、張り替え、修理）にも携わっております。



【事務所内床工事】



【工場内ダクト工事】

弊社における特殊工事としましては、油圧機の保守管理、機械基礎工事、配管工事、電気工事等を施工しております。ダンボール印刷業の企業様を中心に機械の設置やメンテナンス、安全対策、暑さ対策、外壁工事、シャッター工事、ダクト工事等を行っており、今後この特殊工事の分社化を検討中です。建物メンテナンス業、特殊工事業のどちらもお客様に喜んでいただけるようフットワーク良く取り組んでおります。

工場内でのお困りごとなどがございましたらお気軽にお声がけくださいますようお願いいたします。

【会社概要】

会 社 名：株式会社サンユーサービス

代 表 者：岡田 秀一

所 在 地：群馬県太田市龍舞町 4504-1

建設業許可：群馬県知事 許可

(搬-3) 第20416号

エコアクション21：認証登録番号 0000370

医療関連サービスマーク：認証登録番号 G(5) 2206102052

設 立 年 月：平成6年1月

電 話：0276-49-3765

F A X：0276-49-3763

U R L：<http://www.sunyou-service.com/>



【社 屋】

随筆リレー

縁 起

藪塚本町支部 河 田 聡



日本人は昔から縁起を担ぐ言葉遊びが好きなようです。

縁起を担いで名前を変更したことで有名なのは「日光」でしょうか。弘法大師が日光を訪れた際に男体山の古称である二荒山の名前を宜しくないと「二荒」を「ふたら」音読みして「にっこう」とし良き字を当てて「日光」としたと言われております。のちに徳川家康も日光大権現として祀られ、その名前は今では世界遺産に登録もされて全世界に知られております。

他にも水辺に生えている「ヨシ」。

日本書紀に「豊葦原千五百秋瑞穂国（とよあしはらのちいおあきのみずほのくに）」と残っているように、元々は「アシ」だったものを「アシ」は「悪し」と連想し縁起が悪い感じがするということで「ヨシ」に変更。浅草にある吉原という場所も「ヨシ」が関係しておりまして、移転前の日本橋にあった元吉原は「ヨシ」が生い茂る海岸沿いにあったので「葭原」となりましたが、「葭」が「ヨシ」とも「アシ」とも読めてしまうので、のちに縁起が良く「アシ」とは読めない「吉」の字をあてて「吉原」となったそうです。

「アシ」といえば名前のせいで「芦毛」の馬

も忌み嫌われていたというお話もあります。

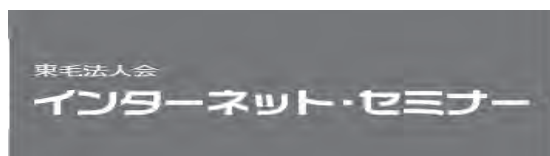
桐生市の忍山温泉は吉田松陰はじめ、幕末の志士と呼ばれる人々に多くの影響を与えた人物としても知られる尊王の士、高山彦九郎も訪れていた事でも知られる温泉で、この忍山温泉に伝わる禁忌に芦毛の馬が出てきます。戦国時代、領主の桐生親綱はこの温泉をたいそう気に入って自分専用の浴室を設けるほどだったそうで、そこに目を付けた敵方の由良氏は温泉に入れなくしてやろうと瀕死の芦毛の馬を温泉に投げ込みました。すると温泉はたちまち冷泉となってしまったというお話が残っております。

芦毛の馬は他の毛色に比べて【黒色腫（メラノーマ）】という皮膚がんの一種になりやすく、この病気は現代の芦毛の競走馬でも多く罹っており命を落としております。病気に罹った馬の見栄えは良くなかったと思われ、その「アシ」の部分に拍車をかけていたのではないかと考えております。芦毛は「ヨシ」毛にはならなかったのですね。

縁起を担ぎ、良い心象を作るという事は大切なことなのかも知れません。

今回は、館林支部の藤島厚さんにリレーいたします。

////インターネットセミナーをご活用ください■////



セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない…遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい…受講したいと思えるセミナーが開催していない…継続的に研修ができるシステムが欲しい…このような会員の皆様のニーズにお応えするため、東毛法人会のホームページから様々なジャンルのセミナーが無料で受講できる専用サービスを提供しています。

お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。是非、ご活用ください。

東毛法人会のホームページから無料で700タイトル以上のセミナーが視聴できます。

<http://www.gunma-hojinkai.jp/tomo/>

東毛法人会

検索

専用IDとパスワードを入れてログインしてください！！

ID・パスワードは

会員 ID : hj0817 パスワード : 6811



受賞おめでとうございます

全法連功労者表彰受賞者 (2名)

近 藤 義 貴 (館 林)
岡 田 秀 一 (太 田)



近藤 義貴 氏
(館林)



岡田 秀一 氏
(太田)

県法連功労者表彰受賞者 (4名)

染 谷 元 彦 (板 倉)
葉 狩 孝 良 (千代田)
長 山 はる江 (太 田)
春 山 裕 美 (太 田)



染谷 元彦 氏
(板倉)



葉狩 孝良 氏
(千代田)



長山 はる江 氏
(太田)



春山 裕美 氏
(太田)

館林税務署長表彰 (2名)

石 川 長 司 (板 倉)
早 川 茂 (館 林)



石川 長司 氏
(板倉)



早川 茂 氏
(館林)

東毛法人会表彰

● 会員増強表彰 (2名)

松 井 久 幸 (太 田)
五位野 秀 之 (保 険)

● 功労者表彰 (1名)

武 井 均 (薮塚本町)

● 優良経理担当者表彰 (4名)

大久保 達 生 (太 田)
川 島 千 恵 (太 田)
細 川 真那実 (太 田)
河 内 里 香 (太 田)

● 退任役員等感謝状 (20名)

石 川 長 司 (板 倉)	荒 木 義 貴 (太 田)
近 藤 義 貴 (館 林)	早 川 茂 (館 林)
飯 塚 幸 一 (館 林)	大 杉 康 弘 (館 林)
山 本 紀 夫 (館 林)	小 俣 紀 子 (邑 楽)
大 塩 孝 (太 田)	関 口 佳寿江 (大 泉)
大 谷 祐 三 (太 田)	山 本 琴 (板 倉)
小 暮 正 人 (太 田)	深 須 勝 巳 (太 田)
柳 田 秀 男 (太 田)	
江 川 尚 志 (太 田)	
鈴 木 幸 代 (太 田)	
柳 澤 康 雄 (太 田)	
荻 原 丈 始 (太 田)	
荻 原 滋 (太 田)	



(敬称は一部略させていただきました)

法人会・部会・支部の活動

総務委員会・理事会を開催

5月8日(木)太田ナウリゾートホテル(太田市)において、総務委員会(大江通浩委員長)を開催し、理事会提出議案、総会提出議案の審議及び表彰等受賞者選考等が行われました。委員会終了後、引き続き、理事会が開かれました。



(総務委員会)

理事会では、館林税務署から澤海章署長、金澤満副署長、清野将史法人課税第一部門統括国税調査官、永井健司法人課税第一部門国税調査官に出席をいただき、令和6年度の事業報告・収支決算、役員選任・正副会長選定案、委員会の委員長・副委員長・委員推薦案、顧問・相談役推薦案が承認されました。

続いてワンポイント税務研修を行い閉会しました。



(理事会)

税制委員会

5月15日(木)館林ヒルズホテル(館林市)にて税制委員会(石川長司委員長)を開催し、委員長等による協議のうえ、令和8年度税制改正に対する要望をとりまとめ、県法連に提出いたしました。



(税制委員会)

広報委員会

7月8日(火)、太田商工会議所(太田市)において広報委員会(森戸利一委員長)が開催され、会報第156号、第157号の発行についての協議がされました。



(広報委員会)

決算期別税務説明会

3月・4月及び5月・6月・7月に決算期を迎える会員企業を対象に、3月及び6月の各2日間、館林市三野谷公民館、太田商工会議所で税務説明会を開催しました。講師には、館林税務署から永井健司法人課税第一部門国税調査官を迎え、税制改正や決算と申告の実務などを説明いただきました。



(館林会場)



(太田会場)

青年部会 租税教室を開催

青年部会(今井俊哉部会長)では、5月23日(金) 館林市立第一小学校6年生、30日(金)太田市立沢野小学校6年生を対象に「租税教室」を開催し、児童たちと一緒に税の大切さを学びました。



講師：松本副部会長



講師：今井部会長

女性部会第13回通常総会

5月23日(金)、太田グランドホテル(太田市)において女性部会(春山裕美部会長)の第13回通常総会が開催されました。

総会は、令和6年度事業報告・収支決算、令和7年度事業計画(案)・収支予算(案)及び役員(理事・監事)選任(案)の件が原案のとおり可決承認され、新部会長には、引続き春山裕美氏が選任されました。

部会長 春山裕美(太田) 《敬称略》

副部会長 関根千代子(館林)

監 事 阿佐美徳江(館林) 長山はる江(太田)



(女性部会通常総会)

青年部会第13回通常総会

6月5日(木)、太田グランドホテル(太田市)において青年部会(今井俊哉部会長)の第13回通常総会が開催されました。

総会は、令和7年度事業報告・収支決算、令和7年度事業計画(案)・収支予算(案)及び役員(理事・監事)選任(案)の件が原案のとおり可決承認され、新部会長には、神谷晋太郎氏が選任されました。

部会長 神谷晋太郎(館林) 《敬称略》

副部会長 後藤千稲(太田) 本田敦久(大泉)

大平 覚(呂楽)

監 事 藪之本加奈子(板倉) 関口大地(千代田)



(青年部会通常総会)



(神谷新部会長(左)から今井部会長(右)へ)

女性部会・
青年部会

会員募集中!



部会では、税務研修やセミナーなどの会員交流事業により、学びながら新しい仲間と交流が深められます。子ども達に税の大切さを学んでもらうために実施する「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」などの地域社会貢献活動と一緒に楽しみませんか!





AIG損保



Business Guard

経営を取り巻く様々なリスクから会員企業を守る!

高度情報化社会を生き抜くために!

マイナンバー対応

法人会の情報漏えいガード

業務過誤賠償責任保険普通保険約款／個人情報漏洩特約
危機管理コンサルティング費用特約／危機管理実行費用特約

マイナンバーは秘匿性の高い情報であり厳重な管理が求められ、事業者には高い注意義務が求められます。また、サイバー攻撃が猛威を奮っていることから、情報漏洩事故が発生した場合の対策もますます重要になってきています。貴社では、マイナンバーの情報管理体制は万全ですか。

このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。2022年2月時点の内容です。

お問い合わせ・お申し込みは

群馬支店

〒371-0805
群馬県前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル6階
TEL 027-223-5771 FAX 027-223-6094
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

